

**建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防◇特別教育テキスト◇ (No.122100)  
〈第7版〉 補足資料**

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」が令和6年3月に改正されました。また、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和7年5月に公布されました。

これに伴い、「建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防◇特別教育テキスト◇ (No.122100) (第7版) の内容について補足資料を発行しますので、ご参照ください。

令和7年9月30日

頁	箇所	第7版（令和7年9月30日）	補足内容
27	⑩～⑫	⑩ 目視による確認が困難な材料の有無および場所（令和8年1月1日施行） ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し（令和8年1月1日施行） ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し（令和8年1月1日施行）	⑩ 目視による確認が困難な材料の有無および場所 ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し ◆ <b>工作物石綿事前調査については、令和8年1月1日から施行</b>
27	末尾に	(右記事項を追加)	表示については、掲示板による掲示のほかデジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があり、インターネットによる掲示の内容の公開も推奨される。
56	14行目	③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、徐じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を防止する措置を講じなければなりません。	③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 左の本文は、湿潤な状態にすることに代わる措置として、徐じん性能を有する電動工具を使用することで、石綿等の粉じんの発散を防止する措置と同等とみなされる趣旨である。
96	第26条	労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 ◆ <b>令和8年4月1日から施行</b>
96	第31条の4 (違法な指示の禁止)	注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。	注文者は、その請負人（仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人に係る作業従事者が作業を行つたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。 ◆ <b>令和8年4月1日から施行</b>

96	第59条（安全衛生教育）	<p><b>1～2 省略</b></p> <p><b>3</b> 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。 (新設)</p>	<p><b>1～2 省略</b></p> <p><b>3</b> 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p> <p><b>4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</b></p> <p style="color: red;">◆令和9年4月1日から施行</p>
96	第60条の2	<p>事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。 (新設)</p> <p><b>2</b> 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p><b>3</b> 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。</p>	<p>事業者は、前二条（第59条第4項を除く。）に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。</p> <p><b>2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。</b></p> <p><b>3 厚生労働大臣は、前二項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</b></p> <p><b>4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業を行う者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。</b></p> <p style="color: red;">◆令和9年4月1日から施行</p>
98	第100条（報告等）	<p>厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。</p> <p><b>2～3 省略</b></p>	<p>厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。</p> <p><b>2～3 省略</b></p> <p style="color: red;">◆ 令和8年4月1日から施行</p>